

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書

あらゆる分野における女性差別を失くすための措置を求める「女性差別撤廃条約（以下「本条約」という。）」が1979年の国連総会で採択され、我が国においては、1985年に批准されました。

1999年には、本条約の実効性を高めるため、国内の裁判などの手を尽くしても人権侵害から救われなかった女性や集団が、国連の女性差別撤廃委員会に申し立てをすることができる「個人通報制度」や調査を求めることができる「調査制度」を定めた「女性差別撤廃条約選択議定書（以下「選択議定書」という。）」が、国連で採択されました。2000年12月に発効され、現在までに世界で97カ国が批准しています。

しかし、日本では「司法権の独立を侵すおそれ」などを理由にまだ批准していません。国連女性差別撤廃委員会は、日本政府に対して「選択議定書により提供される制度は司法の独立を強化し、女性に対する差別理解を進める上において司法を補助するものであると強く確信している」と批准を勧告しています。

我が国におきましても、「男女共同参画社会基本法」が制定され、21世紀の最重要課題として性別にかかわらず人権が尊重され、男女がそれぞれの個性や能力を発揮できる社会を目指しています。その実現のためにも、男女共同参画審議会答申において、「選択議定書」の批准に積極的な姿勢を示しています。

本条約が真の実効性を持ち、男女の人権がともに保障される男女平等社会の実現を促進するためにも、選択議定書の批准が求められています。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、選択議定書採択10年の節目に当たる本年こそ、選択議定書を批准するよう、強く求めるものです。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年7月7日

田 辺 市 議 会

(提出先)

内 閣 総 理 大 臣

総 務 大 臣

外 務 大 臣

内閣府特命担当大臣

(少子化対策・男女共同参画担当)

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長